

会計係処務規程

第1条 会計係の職務は他の規程によるものほか、この規程に定めるところによる。

第2条 会計係は理事の互選した1人がこれにあたる。

第3条 会計係の任期は4年とする。ただし再選を妨げない。

2 会計係はその任期が満了しても、後任の会計係りが就任するまでのあいだはなおその職務を行う。

第4条 会計係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするために次の事務を担当する。

- (1) 予算決算に関すること
- (2) 金銭及び物品の出納に関すること
- (3) 起債に関すること
- (4) その他

第5条 会計係は、その責任に属する出納会計について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

第6条 会計係の更迭があったときは、前任者は、直ちに現金書類帳簿を後任者に引継ぎ後任者からその旨理事長に報告しなければならない。

2 前項の場合においては、帳簿の末尾に引継ぎ年月日を記載し双方署名して押印しなければならない。

3 第1項の引継ぎに際し、理事長は職員をしてこれに立合わせることができる。

第7条 会計係が死亡その他の事故により、自ら引継ぎをすることができないときは、理事長は、他の職員に命じて前条の引継ぎをさせなければならない。

附 則

この規約は平成15年 6月26日より施行する。